

静岡県告示第62号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

四方沢 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	清水区	馬走		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域
				556-1 1号
				556-1 2号
				577 3号
				555 4号
				567-2 5号
				566 6号
				389-2 7号
				563-2 8号
				563-5 9号
559 10号				